

国土建第301号  
平成29年12月26日

各建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年12月26日付け国土交通省告示第1196号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、「建設産業政策2017+10」の提言を踏まえ、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化、地域力の強化の観点から防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しを行うものである。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から適用する。